

【グリーン調達ガイドライン 附属資料】

# 環境負荷物質一覧

2025年11月

ヤンマーホールディングス株式会社

## ＜はじめに＞

本資料は「グリーン調達ガイドライン」（2025年11月;第9版）の「1.2 グリーン調達の基準（2）物品・サービスの選定基準」に定める「5. 環境負荷物質」を収載しております。

## 目次

1. 管理物質の区分と定義
2. 物質群および法規制参照例
3. 改訂来歴

### 1. 管理物質の区分と定義

ヤンマーグループでは、条約、法規制等で使用または含有の禁止、制限、情報伝達、適切な管理が求められている物質について、独自の管理区分に応じた環境負荷物質管理をお願いしております。

ヤンマーグループが定める管理物質の区分と定義を以下に示します。

#### ・ヤンマーグループ共通禁止物質：

条約、法規制等に基づいて、ヤンマーグループとして、原則調達活動全般において使用を禁止する物質をいいます。閾値として含有率の設定があるものについては、閾値以上の含有を禁止します。また、最大含有率に幅がある場合は、原則としてその最大値で閾値以上の含有を禁止します。

#### ・ヤンマーグループ共通代替化推進物質：

条約、法規制等に基づき、ヤンマーグループとして、代替化を進める物質をいいます。法規制による規制が、ヤンマーグループ商品全体に影響すると判断した場合は、期限を設定して禁止物質として使用を禁止します。また、最大含有率に幅がある場合は、指定期限以降は原則としてその最大値で閾値以上の含有を禁止します。

#### ・ヤンマーグループ共通調査対象物質：

条約、法規制、業界標準等に基づき、ヤンマーグループとして、使用、含有の有無もしくは含有率を調査、把握すべき物質をいいます。

#### ・個別対応禁止物質：

特定地域の法規制、顧客要望等に応じて、使用、含有を禁止する物質をいいます。

#### ・個別対応調査対象物質：

特定地域の法規制、顧客要望等必要に応じて、使用、含有の有無もしくは含有率を調査、把握すべき物質をいいます。

上記管理物質について、弊社より不使用保証書の提出要求があった場合は、弊社が提供するフォーマ

ットを用いて回答をお願いいたします。またデータの提出要求があった場合は、弊社が指定する情報システムを利用して回答をお願いいたします。

個別対応禁止物質、個別対応調査対象物質については、対象商品により該当する法規制、物質が異なります。弊社より、個別に使用の禁止および調査の要求があった場合は、「表 3-2. ヤンマーグループ共通調査対象物質の対象となる法規制」をご確認の上、弊社が指定するエビデンスの提出をお願いいたします。

＞不使用保証書、データ提出に関する詳細要求および環境負荷物質例示リスト等は弊社の購買仕様書「環境負荷物質の使用規制」に定めております。詳細情報提供のご要望がある取引先様は、以下サイトにてヤンマーグループ各社取引窓口の部署・担当者を明記のうえ、ご連絡ください。

<https://www.yanmar.com/jp/support/contact/form/yanmar/#mail>

## 2. 物質群および法規制参照例

ヤンマーグループが定める管理物質毎の物質群および法規制の参考例を以下に示します。

表 1. ヤンマーグループ共通禁止物質

以下の物質をヤンマーグループ共通禁止物質と定めます。

表 1-1. ヤンマーグループ共通禁止物質

No	禁止物質群	禁止用途	閾値	主な参考法規制など
1	アスベスト	全用途	意図的な添加を禁止 かつ 0.1 wt % (均質材料)	労働安全衛生法
2	特定フロン (CFC, HCFC その他)	全用途	意図的な添加を禁止	モントリオール議定書
3	PCBs	全用途	意図的添加を禁止 かつ 0.005 wt%	POPs 条約 附属書 A, C
4	下記以外の PBB and PBDE	全用途	意図的な添加を禁止	POPs 条約 附属書 A
	オクタ-BDE		意図的な添加を禁止 かつ 0.1wt%	EU REACH 規則 Annex XVII (45)
	テトラ-BDE ペンタ-BDE		意図的な添加を禁止 かつテトラ-、ペンタ-、ヘキサ-、ヘ	EU POPs 規則 Annex I

	ヘキサ-BDE ヘプタ-BDE デカ-BDE		ブタ-、およびデカ-BDE の合計が 0.05wt% (0.05wt%は許容)	
5	水銀	下記以外	意図的な添加を禁止	水俣条約
			表 1-2 で記載する物質： 意図的な添加を禁止 かつ 0.01wt%	EU REACH 規則 Annex XVII (62)
		電池	0.0005 wt%	EU 電池指令
6	カドミウム	下記以外	意図的な添加を禁止 かつ 0.01 wt%	EU REACH 規則 Annex XVII (23)
		めつき	意図的な添加を禁止 かつ 0.01wt% 但し、以下は対象外 ・鉱業・海洋で利用する高度な 安全性を必要とする部品への利 用 ・安全装置において使用される部 品への利用 ・信頼性を確実にするために必要 な電気接点	
		電池	0.002 wt%	電池指令
7	六価クロム	全用途	意図的な添加を禁止 かつ 0.1 wt%	化管法 特定第一 種指定化学物質 (発ガン性他) 指 定により自主規制
8	鉛	塗料中の鉛	意図的な添加を禁止 かつ 0.1 wt%	化管法 特定第一 種指定化学物質 (発ガン性他) 指 定により自主規制
9	RCF (Refractory ceramic fibers)	全用途	意図的な添加を禁止 かつ 0.1wt% (均質材料)	GHS 発ガン性指定・ 安全衛生法特化則 特定化学物質 (第 2 類物質) 通知義 務により自主規制
10	PFOA とその塩	全用途	意図的な添加を禁止 かつ 25ppb	EU POPs 規則 Annex I

	PFOA 関連物質		意図的な添加を禁止 かつ 1つまたは複数の PFOA 関連物質の組合せの場合、濃度合計 1000ppb	
--	-----------	--	--	--

表 1-2. 水銀のうち意図的な添加を禁止かつ閾値を 0.01wt%とするもの

CAS番号	物質名
13302-00-6	Mercury, (2-ethylhexanoato-O)phenyl-
26545-49-3	Mercury, (neodecanoato-O)phenyl-
103-27-5	Mercury, phenyl(propanoato-O)-
62-38-4	Phenylmercuric acetate
13864-38-5	Phenylmercury octanoate

表 2. ヤンマーグループ共通代替化推進物質

以下の物質をヤンマーグループ共通代替化推進物質と定めます。

表 2-1. ヤンマーグループ共通代替化推進物質

No	代替化推進物質群	禁止用途	閾値	代替化目標期日	主な参照法規制など
1	フタル酸エステル (DEHP,DBP, BBP,DIBP)	皮膚に長時間接触するもの 注 1	0.1%以上	欧州向けは既に禁止、 他は新規、転注や製作方法変更時	EU REACH 規則、RoHS 指令
2	PIP (3:1)	設置式機械	意図的な添加の禁止	新規、転注や製作方法変更時	TSCA PBT 物質規則
3	DBDPE	全用途	規制決定後に記載	規制決定後に記載	カナダ DBDPE 規制

4	鉛	PVC	0.1%以上	新規、転注や製作方法変更時	EU REACH 規則
5	デクロランプラス	全用途	意図的な添加の禁止	新規、転注や製作方法変更時	EU REACH 規則、POPs 条約、カナダ DP 規制
6	UV328	全用途	意図的な添加の禁止	新規、転注や製作方法変更時	POPs 条約、EU REACH 規則
7	PFCA	全用途	C9-C14 の PFCA とその塩の合計： 25 ppb C9-C14 の PFCA 関連物質の合計： 260 ppb	欧州向けは、2023/2/25 以降禁止 及び、新規、転注や製作方法変更時	POPs 条約、EU REACH 規則
8	PFHxS	全用途	PFHxS とその塩の合計： 25ppb PFHxS 関連物質合計： 1000ppb	規制決定後に記載	POPs 条約、EU REACH 規則、イス PFHxS 規制

9	POPs 条約 附 属書 A に記載さ れたもの	全用途	意図的な添 加の禁止	新規、転注や製 作方法変更時	POPs 条約 附属 書 A
10	多環芳香族炭 化水素 (PAH)	皮膚に長時 間接触する もの 注 1	0.0001wt% を超える	新規、転注や製 作方法変更時	EU REACH 規則

No.9 POPs 条約 附属書 A に記載されたものの例示物質リストを表 2-2 に示す。

No.10 多環芳香族炭化水素 (PAH) に対する例示物質リストを表 2-3 に示す。

各代替化推進物質群の例示物質については、「表 3-2. ヤンマーグループ共通調査対象物質の対象となる法規制」記載の法規制等より確認すること

注 1：長時間接触とは、1 日あたり 10 分を超える継続的な接触、または 30 分を超える断続的な接触

表 2-2. POPs 条約 附属書 A に記載されたもの

物質名	物質名
アルドリン	ヘキサクロロブタジエン
アルファー-ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデン
ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン	マイレックス
クロルデン	ペンタクロロベンゼン
クロルデコン	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類
ディルドリン	ポリ塩化ナフタレン（塩素数 2~8 のものを含む）
エンドリン	短鎖塩素化パラフィン (SCCP)
ヘプタクロル	エンドスルファン
ヘキサブロモビフェニル	トキサafen
ヘキサブロモシクロドデカン	ジコホル
ヘキサクロロベンゼン	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFH x S) と その塩及び PFH x S 関連物質

表 2-3. 多環芳香族炭化水素 (PAH)

CAS番号	物質名	CAS番号	物質名
50-32-8	ベンゾ(a)ピレン(Bap)	205-99-2	ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)
192-97-2	ベンゾ(e)ピレン(Bep)	205-82-3	ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA)
56-55-3	ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	207-08-9	ベンゾ(f)フルオランテン(BkFA)
218-01-9	クリセン(CHR)	53-70-3	ジベンゾ(a,h)アントラセン(DGAha)

表 3. ヤンマーグループ共通調査対象物質

以下の条約、法規制、業界標準等に収載された物質をヤンマーグループ共通調査対象物質と定めます。

表 3-1. ヤンマーグループ共通調査対象物質が対象とする条約、法規制、業界標準等

分類	対象 条約、法規制、業界標準等	備考
条約	ロッテルダム条約	ヤンマーグループ共通禁止物質および共通代替化推進物質を除く
条約	POPs 条約	同上
条約	水銀に関する水俣条約	同上
条約	ウィーン条約／モントリオール議定書	同上
法規制	表 3-2 に示す法規制	同上
業界標準	GADSL	同上
業界標準	IEC62474	同上
業界標準	chemSHERPA 管理対象物質リスト	同上

表 3-2. ヤンマーグループ共通調査対象物質の対象となる法規制

カテゴリー	地域または国	原文名称	備考
成形品 (包装材について ては以下で示す)	USA	カリフォルニア : Proposition65 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986	
		消費者製品安全性改善法 (CPSIA) Consumer Product Safety Improvement Act	

		REACH 規則 Regulation (EC) No 1907/2006	REACH 制限物質については、用途によって使用を禁止している。禁止用途での使用がないことを確認すること。
EU		シッカリサイクルに関する EU 規則 Regulation (EU) No 1257/2013	
		RoHS II 指令 Directive 2011/65/EU	
		残留性有機汚染物質 (POPs) に関する規則 Regulation (EU) 2019/1021	
		改正 F ガス規則 Regulation (EU) No 517/2014	
		殺生物性製品規則 Regulation (EU) No 528/2012	
	JPN	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) 第一種特定化学物質	
包装材	USA	カリフォルニア : Proposition65 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986	
		梱包材重金属規制 (TPCH) Toxics in Packaging Model Legislation(TPCH)	
		木材包装材規制 (WPM) Wood Packaging Material regulation(WPM). 7CFR319.40 Subpart—Logs, Lumber, and Other Wood Articles	

化学物質・混合物	EU	包装および包装廃棄物に関する欧洲議会 および理事会指令 Directive 94/62/EC	
		REACH 規則 Regulation (EC) No 1907/2006	
		Regulation (EU) 2016/2031	
		残留性有機汚染物質 (POPs) に関する規則 Regulation(EU) 2019/1021	
		殺生物性製品規則 Regulation(EU) No 528/2012	
	JPN	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) 第一種特定化学物質	
	USA	カリフォルニア : Proposition65 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986	
		15 U.S. code chapter 53 有害物質規制法 (TSCA) Toxic Substances Control Act	
		危険有害性周知基準 (HCS) Hazard Communication Standard	
	CAN	カナダ 2012 年特定有害物質禁止規則 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012 (SOR/2012-285)	
	EU	REACH 規則 Regulation (EC) No 1907/2006	
		CLP 規則 Regulation (EU) No 1272/2008	
		残留性有機汚染物質 (POPs) に関する規則 Regulation (EU) 2019/1021	

	改正 F ガス規則 Regulation(EU) No 517/2014	
	殺生物性製品規則 Regulation (EU) No 528/2012	
JPN	地球温暖化対策の推進に関する法律	
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	
	化学物質排出把握管理促進法（化管法）	
	毒物及び劇物取締法（毒劇法）	

### 3.改訂来歴

制定（初版）：2025年11月